

職場のコンプライアンス・チェックリスト

労働安全衛生法関連 令和 8 年版

R8.8.13 改訂 (第 2 版)

本チェックリストは、労働安全衛生法・労働安全衛生規則等に基づき、事業場において産業医・衛生管理者等と連携して実施すべき事項を整理したものです。貴事業場の実情を踏まえてご確認のうえ、必要な改善計画のご検討にご活用ください。

第 1 章 選任・体制整備

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
1	衛生推進者又は安全衛生推進者の選任 常時 10～49 人の労働者を使用する事業場では、衛生推進者を選任している(法 12 条の 2 で定める業種※に該当する事業場では「安全衛生推進者」の選任)。※林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業(物の加工業を含む)・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・各種商品卸小売業・家具建具じゅう器等卸小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業。 根拠:法 12 条の 2、則 12 条の 2、則 12 条の 3 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
2	衛生管理者の選任 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者を 1 名以上選任している。 根拠:法 12 条第 1 項、則 7 条・9 条 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
3	衛生管理者選任報告書の提出 衛生管理者は「選任すべき事由が発生した日から 14 日以内」に選任し、選任後遅滞なく「様式第 3 号」により所轄労働基準監督署へ報告している(令和 7 年 1 月以降、原則として電子申請)。 根拠:法 100 条、則 7 条第 1 項第 1 号、則 2 条、様式第 3 号 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
4	産業医の選任 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、産業医を 1 名以上選任している(嘱託または専属)。 根拠:法 13 条第 1 項、令 5 条、則 13 条第 1 項 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
5	産業医選任報告書の提出 産業医は「選任すべき事由が発生した日から 14 日以内」に選任し、選任後遅滞なく「様式第 3 号」により所轄労働基準監督署へ報告している(令和 7 年 1 月以降、原則として電子申請)。 根拠:法 100 条、則 13 条第 1 項第 1 号、則 2 条、様式第 3 号 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
6	衛生委員会(安全衛生委員会)の設置 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、衛生委員会を設置している(安全委員会と合同の安全衛生委員会でも可)。 根拠:法 18 条第 1 項・第 2 項、則 22 条 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		

第 2 章 定期実施事項

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
7	衛生委員会の定期開催 衛生委員会(または安全衛生委員会)を、毎月 1 回以上、定期的 に開催している。 根拠:則 23 条第 1 項		

	罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
8	議事概要の労働者への周知 委員会開催後、遅滞なく議事の概要を、掲示・書面交付・電磁的記録のいずれかにより労働者へ周知している。 根拠:則 23 条第 3 項 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
9	議事録の作成と 3 年間保存 委員会の開催の都度、①委員会の意見および講じた措置の内容、②その他重要な議事、を記録し、3 年間保存している。 根拠:則 23 条第 4 項 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
10	衛生管理者・衛生推進者の週 1 回巡視 衛生管理者または衛生推進者が、少なくとも毎週 1 回、作業場を巡視している。 根拠:則 11 条第 1 項、則 12 条の 3		
11	産業医の毎月 1 回以上の巡視 産業医が少なくとも毎月 1 回以上、作業場を巡視している。ただし、①産業医に対し所定の情報が毎月提供されており、②産業医の勧告に基づき事業者が同意したときは、少なくとも 2 か月に 1 回に緩和可能。 根拠:則 15 条第 1 項		

第 3 章 健康診断と事後措置

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
12	定期健康診断の実施 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施している。 根拠:法 66 条第 1 項、則 44 条 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
13	健康診断個人票の作成と 5 年間保存 健康診断の結果を、労働者ごとに「健康診断個人票(様式第 5 号)」に記録し、5 年間保存している。 根拠:則 51 条 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
14	有所見者への医師(産業医等)からの意見聴取 健康診断の結果、異常所見がある労働者について、健診日から 3 か月以内に医師(産業医等)から就業上の措置に関する意見を聴取している。 根拠:法 66 条の 4 第 1 項、則 51 条の 2 第 1 項		
15	就業区分の判定・事後措置の記録 意見聴取の結果に基づき、就業区分(通常勤務・就業制限・要休業)と事後措置の内容を健康診断個人票に記録し、5 年間保存している。 根拠:則 51 条の 3、法 66 条の 5		
16	衛生委員会への健康管理情報の共有(原則として集計・傾向) 健診結果を踏まえた事後措置の実施状況を、衛生委員会等で調査審議している。委員会に共有する情報は、原則として個人を識別できない集計値・傾向情報とし、個別事案の医学的機微情報は共有しない(個人情報保護法・「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程」)。 根拠:法 13 条の 4、法 66 条の 4 第 2 項、則 15 条第 1 項第 2 号、健康情報等取扱規程		
17	健康診断結果報告書の労基署への提出 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署へ提出している(令和 7 年 1 月以降、原則として電子申請)。 根拠:則 52 条、様式第 6 号 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		

第 4 章 面接指導とストレスチェック

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
18	長時間労働者への面接指導 時間外・休日労働が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者からの申出に基づき、医師による面接指導を実施している(研究開発業務従事者・高度プロフェSSIONナル制度対象者は月 100 時間超で本人申出なしでも義務)。 根拠:法 66 条の 8、法 66 条の 8 の 2、法 66 条の 8 の 4、則 52 条の 2～52 条の 8 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条・法 66 条の 8 の 4 関係)		
19	面接指導記録の 5 年間保存 面接指導の結果に基づき記録を作成し、5 年間保存している(氏名・実施年月日・医師氏名・所見・就業上の措置意見等を記載)。 根拠:則 52 条の 6		
20	ストレスチェックの実施 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、1 年以内ごとに 1 回、ストレスチェックを実施している。 根拠:法 66 条の 10、則 52 条の 9 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条・報告義務違反)		
21	高ストレス者への面接指導と記録 5 年保存 高ストレスと判定された労働者から面接指導の申出があった場合、医師による面接指導を実施し、結果を 5 年間保存している。 根拠:法 66 条の 10 第 3 項、則 52 条の 15、則 52 条の 18		
22	ストレスチェック結果等報告書の労基署への提出 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、1 年以内ごとに 1 回、ストレスチェック結果等報告書を所轄労働基準監督署へ提出している(令和 7 年 1 月以降、原則として電子申請)。 根拠:則 52 条の 21、様式第 6 号の 3 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		

第 5 章 令和 7～8 年新義務(該当作業・該当事業場のみ)

以下は暑熱環境や化学物質等、該当する作業・事業場のみが対象です。全ての事業場に一律で適用されるものではありません。

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
23	職場における熱中症対策 熱中症のおそれのある作業(WBGT 値 28℃以上または気温 31℃以上での連続 1 時間以上または 1 日 4 時間超の作業)に労働者を従事させる事業者は、①発症・発見時の報告体制の整備、②対応手順の作成、③関係者への周知を行っている。 根拠:則第 577 条の 2(令和 7 年 6 月 1 日施行) 罰則:6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金(法 119 条)		

【参考】化学物質を取り扱う事業場のみ

以下はリスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業場のみが対象です。オフィス業務中心の事業場では該当しない場合があります。

No	チェック項目・根拠・罰則	現状 ○△×	備考／改善計画
24	化学物質管理者の選任 リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業場では、事業場ごとに化学物質管理者を選任している(選任すべき事由が発生した日から 14 日以内)。 根拠:則 12 条の 5(令和 6 年 4 月 1 日施行) 罰則:50 万円以下の罰金(法 120 条)		
25	保護具着用管理責任者の選任		

	化学物質管理者を選任した事業場のうち、リスクアセスメントの結果に基づき労働者に保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者を選任している。 根拠: 則 12 条の 6(令和 6 年 4 月 1 日施行) 罰則: 50 万円以下の罰金(法 120 条)		
26	リスクアセスメントの実施 リスクアセスメント対象物(令和 8 年時点で約 2,900 物質)を製造・取扱いする場合、リスクアセスメントを実施している。 根拠: 法 57 条の 3、則 34 条の 2 の 7		

本チェックリストは令和 8 年 8 月時点の労働安全衛生法・労働安全衛生規則等に基づき整理したものです。個別の事案・最新の改正への対応については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

サクセス株式会社 産業医事務所

〒470-2202 愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古 2 番地 22

Tel: 080-2330-9284 / m15079hn@jichi.ac.jp

<https://success-sangyoi.pplx.app>